

木更津市長 様 令和 年度分 市民税・県民税申告書

年 月 日提出 受付印	1月1日 住 所	木更津市			整理コード			
	現 住 所				電話番号	()		
	フリガナ				個人番号			
	氏 名							
	生年 月日	明・大 昭・平・令	・	・	世帯主の氏名及び世帯主との続柄 ()	職業 業種		受 付 者

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料 控 除	社会 保 険 の 種 類	支 払 っ た 保 険 料				
	国 保 ・ 後 期 高 齢	円				
	国 民 年 金					
	介 護 保 険					
	源 泉 徴 収 票 より					
合 計						
⑮ 生命保険料 控 除	新 生 命 保 険 料 の 計	旧 生 命 保 険 料 の 計				
	円	円				
	新 個 人 年 金 保 険 料 の 計	旧 個 人 年 金 保 険 料 の 計				
	円	円				
⑯ 地震保険 料 控 除	地 震 保 険 料 の 計	旧 長 期 損 害 保 険 料 の 計				
	円	円				
⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、 勤労学生控除	⑰ ☐ 寡婦控除 ☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未帰還	⑱ ☐ ひとり親 控 除	⑲ ☐ 勤労学生控除 (学校名)			
⑳ 障害者控除	フリガナ 氏 名	障害の 程度	級 度			
	個人 番号					
	フリガナ 氏 名	障害の 程度	級 度			
	個人 番号					
㉑～㉒ 配偶者控除 ・配偶者特別控除 ・同一生計配偶者	配 偶 者 氏 名	生年月日	明・大 昭・平・令			
配 偶 者 の 合 計 所 得 金 額		円				
個人 番号		☐ 同一生計配偶者 (控除対象配偶者除く)				
㉓～㉔ 扶養控除・特定親族特別控除	フリガナ 氏 名	生年 月日	明・大 昭・平・令	同居・ 別居の 区分	☐ 同居 ☐ 別居	続柄 特親
	個人 番号	控除額 万円				
	フリガナ 氏 名	生年 月日	明・大 昭・平・令	同居・ 別居の 区分	☐ 同居 ☐ 別居	続柄 特親
	個人 番号	控除額				
	フリガナ 氏 名	生年 月日	明・大 昭・平・令	同居・ 別居の 区分	☐ 同居 ☐ 別居	続柄 特親
	個人 番号	控除額				
	フリガナ 氏 名	生年 月日	明・大 昭・平・令	同居・ 別居の 区分	☐ 同居 ☐ 別居	続柄 特親
	個人 番号	控除額				
	フリガナ 氏 名	生年 月日	明・大 昭・平・令	同居・ 別居の 区分	☐ 同居 ☐ 別居	続柄 特親
	個人 番号	控除額				
	フリガナ 氏 名	生年 月日	明・大 昭・平・令	同居・ 別居の 区分	☐ 同居 ☐ 別居	続柄 特親
	個人 番号	控除額				
	フリガナ 氏 名	生年 月日	明・大 昭・平・令	同居・ 別居の 区分	☐ 同居 ☐ 別居	続柄 特親
	個人 番号	控除額				
	フリガナ 氏 名	生年 月日	明・大 昭・平・令	同居・ 別居の 区分	☐ 同居 ☐ 別居	続柄 特親
	個人 番号	控除額				

当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。

16歳未満の扶養親族 (控除対象外)	フリガナ 氏 名	生年 月日	平・令	同居・ 別居の 区分	☐ 同居 ☐ 別居	続柄
	個人 番号					
	フリガナ 氏 名	生年 月日	平・令	同居・ 別居の 区分	☐ 同居 ☐ 別居	続柄
	個人 番号					
	フリガナ 氏 名	生年 月日	平・令	同居・ 別居の 区分	☐ 同居 ☐ 別居	続柄
	個人 番号					
	フリガナ 氏 名	生年 月日	平・令	同居・ 別居の 区分	☐ 同居 ☐ 別居	続柄
	個人 番号					
	フリガナ 氏 名	生年 月日	平・令	同居・ 別居の 区分	☐ 同居 ☐ 別居	続柄
個人 番号						

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、
個人番号及び住所を記入してください。

扶養控除
額の合計

㉖ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損 害 金 額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
円		円	円
㉘ 医療費控除	支 払 っ た 医 療 費 等	保険金などで補填される金額	
	円	円	

1 収入 金 額 等	事 業	営 業 等	ア	
		農 業	イ	
	不 動 産		ウ	
	利 子		エ	
	配 当		オ	
	給 与		カ	
	雑	公的年金等	キ	
		業 務	ク	
		そ の 他	ケ	
	総合譲渡	短 期	コ	
長 期		サ		
一 時	シ			
2 所得 金 額	事 業	営 業 等	①	
		農 業	②	
	不 動 産		③	
	利 子		④	
	配 当		⑤	
	給 与		⑥	
	雑	公的年金等	⑦	
		業 務	⑧	
		そ の 他	⑨	
	合計(⑦+⑧+⑨)	⑩		
	総合譲渡・一時	⑪		
合 計	⑫			
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬		
	小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除	⑭		
	生命保険料控除	⑮		
	地震保険料控除	⑯		
	寡婦、ひとり親控除	⑰～ ⑱		
	勤 労 学 生 障 害 者 控 除	⑲～ ⑳		
	配偶者(特別)控除	㉑～ ㉒		
	扶 養 控 除	㉓		
	特定親族特別控除	㉔		
	基 礎 控 除	㉕		
⑬から㉕までの合計	㉖			
雑 損 控 除	㉗			
医療費控除	区 分 ☐	㉘		
合 計 (㉖+㉗+㉘)	㉙			

分離課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書(分離課税等
用)」をあわせて提出してください。
地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の
区分の□に「1」と記入してください。

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の
市民税・県民税の納税方法

- ☐ 給与から差引き(特別徴収)
- ☐ 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番
号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載して
ください。

(令和八年度分以降用) ※裏面にも記入する欄があります。記入する場合ピンクの記入方法を読んでもください。

